I-PEX

第58期　定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面郵送又はインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。インターネット等による議決権行使につきましては本招集ご通知４～５頁の記載内容をご確認ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただいております。

証券コード：6640

I-PEX株式会社

証券コード 6640
2021年３月12日

株　主　各　位

京都市伏見区桃山町根来12番地４
Ｉ－ＰＥＸ株式会社
代表取締役社長　土　山　隆　治

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月29日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。
［インターネット等による議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2021年３月29日（月曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、４頁から５頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年３月30日（火曜日）　午前10時
２．場　　所　東京都港区港南１丁目２番70
品川シーズンテラス　タワー棟３階　カンファレンス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
３．会議の目的事項
報告事項　１．第58期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第58期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

４．本定時株主総会ご出席に関する事項

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

５．その他本招集ご通知に関する事項

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.corp.i-pex.com）に掲載させていただきます。

以　上

※新型コロナウイルスをはじめとする感染症拡大防止のため、ご出席の株主の皆様には株主総会会場内にてマスク着用等をお願いする場合がございます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
https://www.corp.i-pex.com

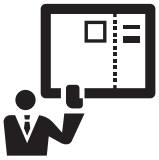

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年３月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年３月29日（月曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページ以降の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年３月29日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

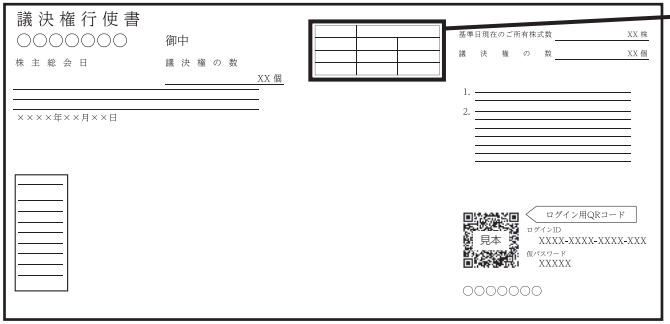

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第３・第４号議案

- **全員賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **全員反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第１・第２号議案

- **賛成の場合** ≫ 「賛」の欄に○印
- **反対する場合** ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限

2021年３月29日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

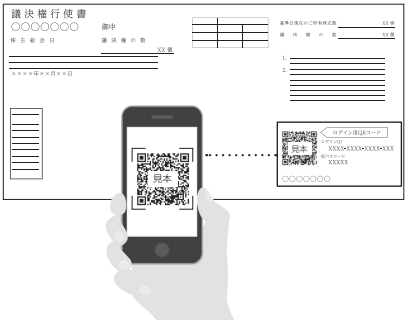

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、5頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

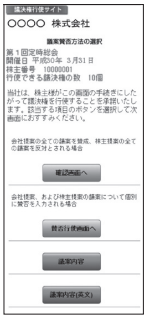

※操作画面はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

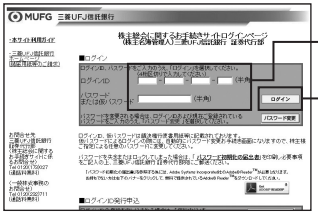

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリックし

3 新しいパスワードを登録してください。

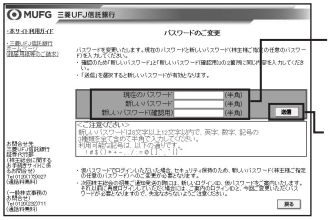

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度において世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて大きく減速しました。年度後半には先進国を中心に回復の兆しが見られましたが、度重なる感染拡大、ロックダウン等の影響で、通年では中国等一部の途上国を除いてマイナス成長となりました。

わが国でも、最初の緊急事態宣言終了後より一部の業種で回復が見られましたが、年度後半より徐々に感染が拡大に転じたことにより経済活動が制約を受ける等、全体的な回復には至りませんでした。

そのような状況下において、当連結会計年度の売上高は54,531百万円（前年同期比0.9％増）、営業利益2,911百万円（前年同期比93.4％増）、経常利益2,672百万円（前年同期比93.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,151百万円（前年同期比24.4％増）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

［セグメント別状況］

（電気・電子部品事業）

電気・電子部品事業は、パソコンや５Ｇ対応スマートフォン向けを中心に高周波・高速伝送特性に優れたコネクタが伸長し好調に推移しました。製品別では、細線同軸コネクタはリモートワークの普及に伴いノートパソコン需要が増加した影響を受けて年間を通じて好調な状態が継続しました。アンテナ用超小型ＲＦ同軸コネクタは、スマートフォン市場の減速により低調でしたが、パソコンやルーター向けが下支えし、影響は限定的なものに留まりました。また、基板対基板コネクタは、５Ｇ対応スマートフォンの通信モジュール向けにシールド特性に優れた高機能コネクタが伸長したことに加え、ノートパソコン向けも好調を維持しました。ＨＤＤ関連部品は、期初においては新型コロナウイルスに起因するサプライチェーンの混乱等の影響を受け低迷しましたが、その後、サーバーをはじめとする大容量ＨＤＤ向けの部品需要が回復傾向となったことを受け、底堅く推移しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は33,884百万円（前年同期比12.4％増）となり、営業利益は5,966百万円（前年同期比81.2％増）となりました。

（自動車部品事業）

自動車部品事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特に上半期において自動車メーカーが工場閉鎖や稼動停止等の措置を講じ自動車生産が落ち込んだことから、車載用センサやコネクタ等が大幅に減少しました。下半期に入り、中国や北米が牽引する形で自動車市場が急速に持ち直す動きが見られたことから車載部品の需要が増加し、足下では前年同等の水準まで回復しましたが、上半期の不振を補うには至りませんでした。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は18,498百万円（前年同期比13.1％減）となり、営業利益は243百万円（前年同期比81.1％減）となりました。

（設備事業）

設備事業は、新型コロナウイルスの収束が見通せない中、顧客の半導体メーカーが設備投資を手控えた結果、予定していた受注を獲得するには至りませんでしたが、第４四半期においては、車載向けパッケージやモバイル機器等に使用される封止装置や金型、高密度実装に適した薄型ノンリード半導体向けの自動テープ貼付機が伸長し、回復傾向が見られました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は2,149百万円（前年同期比16.9％減）となり、営業利益は93百万円（前年同期比61.9％減）となりました。

⑵　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新技術の開発強化及び取引先の要望に対応するため、金型及び機械を中心に9,631百万円を投資しました。

⑶　資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として4,000百万円の資金調達を行いました。

⑷　対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルスワクチンの普及と効果、米国の景気動向、中国の経済動向等に大きく影響を受ける可能性があり、不透明な状況が続くと見られています。

わが国経済も、新型コロナウイルスワクチンの普及と効果、東京オリンピックの開催見通しによっては、経済状況が大きく変化する可能性があり、先行きは不安定な状況で推移するものと思われます。

このような状況の下、当社グループの電気・電子部品事業は、ＥＭＣ（Electromagnetic Compatibility：電磁両立性）を実現したフルシールドタイプのコネクタの拡販に注力し、高機能モバイル機器やサーバー等における「高速伝送化」、「高密度実装化」に対する要求を満たすコネクタ製品群の市場投入を継続的に進め、技術的優位性を軸とした成長戦略を実行してまいります。ＨＤＤ関連部品は、海外拠点を活用した最適地生産体制を強化することに加え、ＨＤＤの大容量化に伴い求められる部品の加工精度の向上を実現することで安定した受注を確保してまいります。

自動車部品事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い落ち込んでいた自動車生産が回復基調になると予想され、車載用センサやコネクタ等の自動車部品需要が伸長すると見込んでおりますが、車載用半導体の供給不足懸念もあり、自動車メーカーが生産台数を調整する動きも一部で見られることから、市場の動向を注視してまいります。また、今後進展が加速するＣＡＳＥ等に代表される自動車業界の変化に歩調を合わせ、電子制御ユニットやセンサ等のモジュール部品の受注獲得に注力してまいります。

設備事業は、半導体需要の増加が期待される中、技術提案型営業の強化、サービスサポートの充実等による受注獲得に努めてまいります。また、今後市場の拡大が予想されるパワー半導体関連向け樹脂封止設備の拡販に注力すると同時に、当社グループが保有する種々の要素技術を活用した新たな装置外販事業を展開すべく、準備を進めてまいります。

また、グループ全体の取り組みとして、2020年8月に社名を第一精工株式会社からI-PEX株式会社へ変更し、グローバル市場で閃きや驚きという新しい価値を創造する「ものづくりソリューションエキスパート」として、今後更なる事業の拡大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 55 期 2017年12月期	第 56 期 2018年12月期	第 57 期 2019年12月期	第 58 期 2020年12月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	51,925	52,674	54,019	54,531
経常利益（百万円）	2,509	660	1,382	2,672
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）（百万円）	1,667	△1,882	925	1,151
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	99.73	△112.58	54.83	61.50
総資産（百万円）	64,929	66,820	80,421	81,908
純資産（百万円）	46,877	43,845	49,795	49,515
1株当たり純資産（円）	2,799.15	2,617.79	2,656.10	2,641.63

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
３．第57期における純資産額の大幅な変動は、2019年12月に実施した公募増資によるものであります。
４．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第57期の期首から適用しており、第56期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、電気・電子部品事業、自動車部品事業及び設備事業の３事業を行っております。

各事業の主要製品は、次のとおりであります。

事業名	主要製品
電気・電子部品事業	コネクタ及び同関連部品（細線同軸コネクタ、超小型ＲＦ同軸コネクタ等） エレクトロニクス機構部品（ハードディスクドライブ用機構部品等）
自動車部品事業	車載用センサ・コネクタ、自動車関連部品等
設備事業	半導体樹脂封止装置、プラスチック成形周辺機器等

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	3,300千S$	100	電子部品等の製造及び販売
爱沛精密模塑（上海）有限公司	64,820千元	100	電子部品等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

当社	営業所	本社（京都市伏見区） 東京支社（東京都港区） 東京事業所（東京都町田市） 福岡事業所（福岡県小郡市） I-PEXキャンパス（福岡県小郡市）
	工場	京都工場（京都市伏見区） 小郡工場（福岡県小郡市） 大野城工場（福岡県大野城市） 大刀洗工場（福岡県朝倉郡筑前町） 山梨工場（山梨県山梨市）
子会社	工場	I-PEX島根株式会社 松江工場（島根県松江市） I-PEX SINGAPORE PTE LTD イシュン工場（シンガポール） ウッドランド工場（シンガポール） 爱沛精密模塑（上海）有限公司 上海第一・第二工場（中国 上海） 爱沛精密模塑（東莞）有限公司 東莞工場（中国 東莞） IPEX GLOBAL MANUFACTURING（M）SDN. BHD. ジョホールバル工場（マレーシア ジョホールバル） I-PEX PHILIPPINES INC. ラグナ工場（フィリピン ラグナ） I-PEX（THAILAND）CO.,LTD. タイ工場（タイ チョンブリ） PT.PERTAMA PRECISION BINTAN ビンタン工場（インドネシア リアウ） I-PEX VIET NAM CO.,LTD. ベトナム工場（ベトナム ビンズオン） I-PEX USA MANUFACTURING INC. アラバマ工場（アメリカ アラバマ）

⑼　従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
5,843（402）	85名減

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（　）で外数により記載しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
2,008（90）	80名減	37.8	13.5

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（　）で外数により記載しております。

⑽　主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社京都銀行	6,268
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	6,234
株式会社三井住友銀行	2,151
株式会社みずほ銀行	2,072
株式会社山陰合同銀行	290

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　18,722,800株

(3) 株主数　4,792名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ディー・エム・シー	6,821,400	36.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,154,400	11.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	998,600	5.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	691,600	3.7
I-PEX従業員持株会	571,480	3.1
特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行	499,400	2.7
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	194,453	1.0
JP MORGAN CHASE BANK 385781	158,266	0.8
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	150,000	0.8
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	149,800	0.8

（注）1．持株比率は自己株式（385株）を控除して計算しております。

2．2020年３月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、東京海上アセットマネジメント株式会社が2020年３月13日現在で217,400株を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3．2020年９月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年８月31日現在で1,555,500株を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3．会社役員に関する事項

(1)　取締役の状況（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土山　隆治	営業本部長 爱沛精密模塑（上海）有限公司董事長
常務取締役	緒方　健治	技術開発本部長
常務取締役	原田　隆	コンポーネンツ事業本部長
常務取締役	田篭　康利	財務統括部長
常務取締役	原　昭彦	コネクタ事業本部長
取締役（監査等委員）	橋口　純一	株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役
取締役（監査等委員）	庭野　修次	
取締役（監査等委員）	中田　均	

（注）1．2020年３月27日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって、後藤 信明氏は任期満了により退任いたしました。

2．取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び中田 均氏は、社外取締役であります。

3．取締役（監査等委員）中田 均氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

5．2020年４月１日付で、常務取締役田篭 康利氏は、管理本部長兼財務統括部長から財務統括部長に就任いたしました。

6．2020年４月１日付で、取締役原 昭彦氏は、常務取締役に就任いたしました。

7．当社は、取締役（監査等委員）橋口 純一氏、庭野 修次氏及び中田 均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	6 (0)	172 (0)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	3 (3)	22 (22)
合計 （内、社外取締役）	9 (3)	194 (22)

（注）1．取締役の報酬限度額は、2017年３月30日開催の第54期定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員を除く）について年額350百万円以内、取締役（監査等委員）について年額45百万円以内に定められております。

2．上記には、2020年３月27日開催の第57期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

3．上記には業績連動賞与の未払い計上18百万円を含めております。

4．パフォーマンスシェアユニット制度については、３事業年度にわたる対象期間の業績目標達成度に応じて支給率０％～200％の間で変動するため、当該事業年度に係る報酬額が未確定であることから上記に含めておりません。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役（監査等委員）橋口 純一氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役であります。株式会社ツバキ・ナカシマと当社との間には特別な関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役 (監査等委員)	橋 口　　純 一	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会16回全てに出席しております。 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づき、取締役会及び監査等委員会等で発言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見等を適宜述べております。
取　締　役 (監査等委員)	庭 野　　修 次	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会16回全てに出席しております。 過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、取締役会及び監査等委員会等で発言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見等を適宜述べております。
取　締　役 (監査等委員)	中 田　　均	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また監査等委員会16回全てに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から財務及び会計に関する事項について、取締役会及び監査等委員会等で発言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見等を適宜述べております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4．株式会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により塡補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5．会計監査人の状況

(1)　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬等の額

52百万円

②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

52百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社であるI-PEX SINGAPORE PTE LTD及び爱沛精密模塑（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の法定監査を受けております。

③　監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

⑴　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　コンプライアンス体制の基礎として「I-PEXグループ役職員行動規範」を策定し、役職員への浸透を図る。

②　取締役から統括責任者を選任し、取締役その他必要な人員で構成する「内部統制・コンプライアンス推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）と委員長直属の事務局を設置する。

③　推進委員会には、各部門に対する指導権限を与える。

④　各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。

⑤　取締役、推進委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。

⑥　業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。

⑦　内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は監査等委員会に報告する。
また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

⑵　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　リスク管理体制の基礎として、「危機管理社内マニュアル」を策定し、各部門に浸透を図る。

②　リスク管理全体を総務統括部が統括し、当社の業務執行にとってのリスクを認識した上で、その監視及び対応を行う。

③　大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を対策本部長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。

④　新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

⑶　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月１回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。

②　取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。

③　取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。

⑷　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。

②　取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、グループ会社をグループ会社管理規程に基づき管理を行う。

②　各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。

③　推進委員会は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。

④　内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的に実施する。

⑤　実務担当者、取締役、推進委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告しなければならない。

⑹　監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査等委員会の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査等委員会スタッフを置くことができる。

②　監査等委員会の職務の補助を担当する使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

⑺　監査等委員会への報告体制とその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査等委員会に報告をしなければならない。

②　監査等委員会は、いつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、当該取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。

③　監査等委員会は、経営会議や推進委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。

④　監査等委員会は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

⑤　監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

⑻　上記⑺の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑼　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

⑽　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス

当社の「I-PEXグループ役職員行動規範（抜粋）」及び「コンプライアンス連絡規程（抜粋）」等を記載したCSRハンドブックを社内イントラネットに掲示のうえ取締役及び使用人に周知し、またCSR勉強会を適宜開催するなどコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部監査室が独立した立場から当社グループのコンプライアンス監査を行い、コンプライアンス上の問題の有無について内部監査報告会で報告しております。
当社ウェブサイトに通報窓口を設け、不正行為等の早期発見に努めております。

② リスク管理

「危機管理社内マニュアル」に基づき、各部署の課長代理以上の責任者からなる危機管理対策要員を通して、具体的な事前の抑止活動及び使用人の教育訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の確認等を行いました。

④ 監査等委員会の監査

監査等委員会を16回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し適宜意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めました。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**35,925**	**流動負債**	**17,991**
現金及び預金	11,737	支払手形及び買掛金	2,513
受取手形及び売掛金	13,492	短期借入金	9,827
製品	4,197	リース債務	427
仕掛品	3,556	未払金	2,607
原材料及び貯蔵品	1,918	未払法人税等	302
その他	1,025	賞与引当金	817
貸倒引当金	△2	訴訟損失引当金	54
固定資産	**45,982**	その他	1,441
有形固定資産	**43,341**	**固定負債**	**14,401**
建物及び構築物	11,193	長期借入金	7,265
機械装置及び運搬具	14,763	リース債務	2,041
工具、器具及び備品	2,273	長期未払金	3,710
土地	5,726	繰延税金負債	1,029
建設仮勘定	9,384	退職給付に係る負債	188
無形固定資産	**429**	その他	166
その他	429	**負債合計**	**32,393**
投資その他の資産	**2,212**	**純資産の部**	
投資有価証券	1,421	**株主資本**	**49,502**
繰延税金資産	20	**資本金**	**10,968**
退職給付に係る資産	334	**資本剰余金**	**10,513**
その他	459	**利益剰余金**	**28,020**
貸倒引当金	△23	**自己株式**	**△0**
		その他の包括利益累計額	**△44**
		その他有価証券評価差額金	**13**
		為替換算調整勘定	**△624**
		退職給付に係る調整累計額	**566**
		非支配株主持分	**58**
		純資産合計	**49,515**
資産合計	**81,908**	**負債・純資産合計**	**81,908**

連結損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**54,531**
売上原価		**37,584**
売上総利益		**16,947**
販売費及び一般管理費		**14,036**
営業利益		**2,911**
営業外収益		
受取利息及び配当金	21	
助成金収入	612	
受取保険金	11	
その他	36	681
営業外費用		
支払利息	200	
為替差損	568	
寄付金	102	
その他	49	920
経常利益		**2,672**
特別損失		
投資有価証券評価損	44	
減損損失	724	
訴訟損失引当金繰入額	54	822
税金等調整前当期純利益		**1,849**
法人税、住民税及び事業税	560	
法人税等調整額	146	706
当期純利益		**1,142**
非支配株主に帰属する当期純損失		8
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,151**

連結株主資本等変動計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,968	10,513	27,337	△0	48,819
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△468		△468
親会社株主に帰属する当期純利益			1,151		1,151
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	683	△0	683
当期末残高	10,968	10,513	28,020	△0	49,502

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10	△52	951	909	66	49,795
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△468
親会社株主に帰属する当期純利益				－		1,151
自己株式の取得				－		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3	△572	△385	△954	△8	△962
連結会計年度中の変動額合計	3	△572	△385	△954	△8	△279
当期末残高	13	△624	566	△44	58	49,515

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	20社
連結子会社の名称	I-PEX SINGAPORE PTE LTD（注）
	MDI SDN. BHD.
	I-PEX PHILIPPINES INC.（注）
	5S PROPERTIES, INC.
	爱沛精密模塑（上海）有限公司（注）
	I-PEX USA COMPONENTS INC.（注）
	I-PEX（THAILAND）CO.,LTD.（注）
	I-PEX USA MANUFACTURING INC.（注）
	PT.PERTAMA PRECISION BINTAN
	I-PEX（SHANGHAI）CO.,LTD.
	I-PEX ELECTRONICS（H.K.）LTD.
	I-PEX USA LLC
	DJプレシジョン株式会社
	爱沛精密模塑（東莞）有限公司（注）
	I-PEX VIET NAM CO.,LTD.（注）
	I-PEX島根株式会社（注）
	I-PEX EUROPE SARL
	I-PEX KOREA CO.,LTD.
	IPEX GLOBAL MANUFACTURING（M）SDN. BHD.（注）
	アイペックスグローバルオペレーションズ株式会社

子会社はすべて連結されております。

（注）当連結会計年度において、会社名を下記のとおり変更しております。

変更前名称	変更後名称
SINGAPORE DAI-ICHI PTE. LTD.	I-PEX SINGAPORE PTE LTD
LAGUNA DAI-ICHI, INC.	I-PEX PHILIPPINES INC.
上海第一精工模塑有限公司	爱沛精密模塑（上海）有限公司
DAI-ICHI SEIKO AMERICA,INC.	I-PEX USA COMPONENTS INC.
THAI DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD.	I-PEX（THAILAND）CO.,LTD.
TOUCHSTONE PRECISION,INC.	I-PEX USA MANUFACTURING INC.
東莞第一精工模塑有限公司	爱沛精密模塑（東莞）有限公司
VIETNAM DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD.	I-PEX VIET NAM CO.,LTD.
松江第一精工株式会社	I-PEX島根株式会社
DAIICHI SEIKO（M）SDN. BHD.	IPEX GLOBAL MANUFACTURING（M）SDN. BHD.

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので、持分法は適用しておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

⒜　時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

⒝　時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　デリバティブ　　時価法

③　たな卸資産

A．製品及び仕掛品

⒜　量産品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⒝　金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B．原材料　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

C．貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　当社及び国内連結子会社は定率法を、また、海外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15年～50年
機械装置及び運搬具	５年～10年
工具、器具及び備品	２年～５年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産　　当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	当社及び連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑹　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、金利スワップについて、特例処理の条件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③　ヘッジ方針	主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
④　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑺　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑻　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑼　連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

５．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

6．追加情報

（会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等により、当社グループは主に自動車市場におきまして需要縮小の影響を受けておりますが、翌連結会計年度以降は各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い需要は徐々に回復していくと仮定し、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（訴訟損失引当金）

当連結会計年度より、訴訟に関する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　58,716百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定
島根県松江市	遊休資産	建設仮勘定
中国	遊休資産、除却予定資産	機械装置及び運搬具
シンガポール	遊休資産	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品
マレーシア	遊休資産	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産及び除却予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当連結会計年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（724百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、以下のとおりであります。

福岡県小郡市等　421百万円（内、機械装置及び運搬具170百万円、工具、器具及び備品0百万円、建設仮勘定250百万円）
島根県松江市　114百万円（内、建設仮勘定114百万円）
中国　164百万円（内、機械装置及び運搬具164百万円）
シンガポール　20百万円（内、機械装置及び運搬具20百万円、工具、器具及び備品0百万円）
マレーシア　3百万円（内、機械装置及び運搬具1百万円、工具、器具及び備品1百万円）

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	18,722	－	－	18,722

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日定時株主総会	普通株式	374	20	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年8月6日取締役会	普通株式	93	5	2020年6月30日	2020年9月2日

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	374	20	2020年12月31日	2021年3月31日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての買掛金及び借入金との平準化に努めております。

投資有価証券である株式は、業務・財務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当社グループでは定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高との平準化に努めております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、長期未払金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	11,737	11,737	－
⑵　受取手形及び売掛金（*1）	13,489	13,489	－
⑶　投資有価証券	71	71	－
資産計	25,299	25,299	－
⑴　支払手形及び買掛金	2,513	2,513	－
⑵　短期借入金（*2）	4,745	4,745	－
⑶　未払金（*3）	1,391	1,391	－
⑷　長期借入金（*2）	12,347	12,273	△73
⑸　リース債務（*4）	2,468	2,493	24
⑹　長期未払金（*3）	4,926	5,027	100
負債計	28,393	28,445	51

(*1) 受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額及び時価は貸倒引当金（2百万円）控除後の金額であります。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期借入金に含めております。

(*3) 1年内返済予定の長期未払金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期未払金に含めております。

(*4) リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価は流動負債及び固定負債を合算した金額であります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

⑴　支払手形及び買掛金、⑵　短期借入金、⑶　未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　長期借入金、⑸　リース債務、⑹　長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「⑶　投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額1,350百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	2,641.63円
２．１株当たり当期純利益	61.50円

貸借対照表

（2020年12月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,721**	**流動負債**	**17,596**
現金及び預金	4,504	支払手形	33
受取手形	1,050	買掛金	3,579
売掛金	11,482	短期借入金	4,670
製品	2,535	関係会社短期借入金	569
仕掛品	3,427	1年内返済予定の長期借入金	4,981
原材料及び貯蔵品	795	リース債務	183
前払費用	175	未払金	2,126
未収入金	518	未払費用	365
未収消費税等	130	未払法人税等	86
その他	105	前受金	65
貸倒引当金	△3	預り金	373
固定資産	**39,174**	賞与引当金	505
有形固定資産	**26,773**	訴訟損失引当金	54
建物	5,566	その他	3
構築物	701	**固定負債**	**11,790**
機械及び装置	8,786	長期借入金	7,075
車両運搬具	3	リース債務	662
工具、器具及び備品	1,151	長期未払金	3,615
土地	3,348	繰延税金負債	5
建設仮勘定	7,216	退職給付引当金	271
無形固定資産	**394**	その他	160
ソフトウエア	358	**負債合計**	**29,386**
その他	35	**純資産の部**	
投資その他の資産	**12,006**	**株主資本**	**34,495**
投資有価証券	1,421	**資本金**	**10,968**
関係会社株式	6,834	**資本剰余金**	**10,492**
関係会社出資金	994	資本準備金	10,492
関係会社長期貸付金	2,315	**利益剰余金**	**13,034**
破産更生債権等	16	利益準備金	22
長期貸付金	1	その他利益剰余金	13,013
長期前払費用	14	別途積立金	13,195
その他	428	繰越利益剰余金	△182
貸倒引当金	△21	**自己株式**	**△0**
資産合計	**63,895**	**評価・換算差額等**	**13**
		その他有価証券評価差額金	**13**
		純資産合計	**34,508**
		負債・純資産合計	**63,895**

損益計算書

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**47,889**
売上原価		**38,162**
売上総利益		**9,726**
販売費及び一般管理費		**10,906**
営業損失		**1,179**
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	1,112	
不動産賃貸料	12	
助成金収入	341	
その他	40	1,561
営業外費用		
支払利息	147	
債権売却損	3	
コミットメントフィー	24	
為替差損	288	
寄付金	102	
その他	0	566
経常損失		**185**
特別損失		
投資有価証券評価損	44	
減損損失	421	
訴訟損失引当金繰入額	54	520
税引前当期純損失		**705**
法人税、住民税及び事業税	32	32
当期純損失		**737**

株主資本等変動計算書

（2020年 1 月 1 日から
2020年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,968	10,492	10,492	22	14,195	23	14,240
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩			－		△1,000	1,000	－
剰余金の配当			－			△468	△468
当期純損失			－			△737	△737
自己株式の取得			－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－				－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,000	△205	△1,205
当期末残高	10,968	10,492	10,492	22	13,195	△182	13,034

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	35,701	10	10	35,711
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩		－		－	－
剰余金の配当		△468		－	△468
当期純損失		△737		－	△737
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	3	3	3
事業年度中の変動額合計	△0	△1,205	3	3	△1,202
当期末残高	△0	34,495	13	13	34,508

重要な会計方針に係る事項

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券	
①　子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
②　その他有価証券	
A．時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
B．時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。
⑵　デリバティブ	時価法
⑶　たな卸資産	
①　製品及び仕掛品	
A．量産品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
B．金型・自動機及び半導体設備	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
②　原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
③　貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　15年～50年 機械及び装置　６年～12年 工具、器具及び備品　２年～５年
⑵　無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑶　リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
⑶　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①　退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、金利スワップについて、特例処理の条件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
⑶　ヘッジ方針	主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

8．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

9．退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

１０．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

１１．追加情報

（会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等により、当社は主に自動車市場におきまして需要縮小の影響を受けておりますが、翌事業年度以降は各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い需要は徐々に回復していくと仮定し、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルスによる経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（訴訟損失引当金）

当事業年度より、訴訟に関する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　35,273百万円

2．保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

保証先	保証金額（百万円）	うち外貨建
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	29	377千シンガポールドル
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD.	32	1,290千マレーシアリンギッド
I-PEX島根株式会社	370	－
合計	432	－

3．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権　3,304百万円
長期金銭債権　169百万円
短期金銭債務　2,294百万円

4．取締役等に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債務　114百万円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引	
売上高	12,258百万円
仕入高	15,428百万円
外注加工費	1,426百万円
販売手数料	979百万円
営業取引以外の取引	
受取利息及び配当金	1,159百万円
支払利息	20百万円
不動産賃貸料	9百万円

2．減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定

当社は、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当事業年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（421百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械及び装置170百万円、工具、器具及び備品0百万円、建設仮勘定250百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	0	0	－	0

（注）自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	154百万円
たな卸資産	65百万円
退職給付引当金	82百万円
役員退職慰労引当金	34百万円
子会社株式等評価損	276百万円
会員権評価損	22百万円
繰越欠損金	2,594百万円
減損損失	467百万円
その他	138百万円
繰延税金資産小計	3,836百万円
評価性引当額	△3,836百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5百万円
繰延税金負債合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	△5百万円

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

会　　社　　名	関　係	議決権の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科　　目	期末残高(百万円)
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	子会社	(所有)直接 100.0	仕入高	6,758	買掛金	643
			支払利息	20	短期借入金	569
			債務保証	29	－	－
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN. BHD.	子会社	(所有)直接 100.0	債務保証	32	－	－
I-PEX ELECTRONICS（H.K.）LTD.	子会社	(所有)直接 100.0	製品等の販売	2,382	売掛金	792
I-PEX島根株式会社	子会社	(所有)直接 100.0	仕入高	3,010	買掛金	366
			受取利息	5	長期貸付金	1,000
			債務保証	370	－	－
爱沛精密模塑（上海）有限公司	子会社	(所有)直接 100.0	仕入高	4,103	買掛金	1,014
			受取利息	34	長期貸付金	1,000
I-PEX（SHANGHAI）CO., LTD.	子会社	(所有)直接 100.0	製品等の販売	2,675	売掛金	1,029

（注）1．取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針

製品等の販売及び仕入取引における価格その他の取引条件は市場実勢等を勘案して決定しております。資金の貸付及び借入取引における金利につきましては、市場金利に個々の情勢を勘案して決定しております。

3．債務保証は、当社が銀行借入等に対して債務の保証を行ったものであり、保証料の受領はしておりません。

2．役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　1,843.18円

2．1株当たり当期純損失　39.41円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月18日

I-PEX株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　仲　伸　之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　城　　卓　男　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、I-PEX株式会社（旧会社名　第一精工株式会社）の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I-PEX株式会社（旧会社名　第一精工株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月18日

I-PEX株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　尾　仲　伸　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　城　　卓　男	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、I-PEX株式会社（旧会社名　第一精工株式会社）の2020年１月１日から2020年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、監査等委員会監査等基準等に従い、会社の内部統制に関与する部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月19日

Ｉ－ＰＥＸ株式会社　監査等委員会

監査等委員（社外取締役）　橋口　純一　㊞

監査等委員（社外取締役）　庭野　修次　㊞

監査等委員（社外取締役）　中田　均　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、積極的な株主還元を実現するため業績連動を考慮した配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び今後の事業展開並びに財政状況等を総合的に勘案した結果、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金20円　総額　374,448,300円

なお、中間配当金５円を加えた当期の年間配当金は１株につき25円となります。

⑵　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年３月31日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　1,000,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

⑴　当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条につきまして事業目的を追加するものであります。

⑵　当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第６条に定める当社の発行可能株式総数について、現行の20,000,000株から35,000,000株に変更するものであります。

⑶　経営の透明性及び実効性を高め、コーポレートガバナンスの更なる強化を図ることを目的に、顧問及び相談役制度を廃止することを決定したため、現行定款第29条を削除するものであります。

なお、第29条の削除につきましては、附則を設け、2021年４月１日にその効力を生じるものとし、その効力発生日をもって当該附則を定款より削除するものといたします。

⑷　株式事務の合理化を図るため、現行定款第36条に定める配当金の除斥期間について、現行の満５年から満３年に変更するものであります。

⑸　上記に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総則	第１章　　総則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．精密金型の設計・製造・販売 ２．精密電子部品、精密成形製品、精密組立製品、精密機械および精密自動機器の設計・製造・販売 （新設） （新設） ３．前各号に関連する部品ならびに製造機械および装置の設計・製造・販売	第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．精密金型の設計・製造・販売・輸出入 ２．精密電子部品、精密成形製品、精密組立製品および精密電気機器の設計・製造・販売・輸出入 ３．精密機械および精密自動機器の設計・製造・販売・輸出入 ４．自動車、航空機等の輸送用器械機器の部品および医療用機械器具ならびに蓄電池の設計・製造・販売・輸出入 ５．前各号に関連する部品ならびに製造機械および装置の設計・製造・販売・輸出入

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	６．各種器械機器等の計測、耐久性・性能診断試験等ならびにデータ分析・解析に係るサービスの提供
（新設）	７．コンピューターソフトウェアの企画・開発・制作・販売・保守および管理
（新設）	８．前各号に附帯する特許権その他の工業所有権ならびにノウハウの販売・リース・レンタル・斡旋・仲介および管理
４．上記各号に附帯関連する一切の事業	９．前各号に附帯関連する一切の事業
第３条～第５条（条文省略）	第３条～第５条（現行どおり）
第２章　　株式	第２章　　株式
第６条　（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。	第６条　（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。
第７条～第28条（条文省略）	第７条～第28条（現行どおり）
第29条　（顧問および相談役） 当会社は、取締役会の決議をもって顧問および相談役各若干名を置くことができる。	（削除）
第30条～第35条（条文省略）	第29条～第34条（現行どおり）
第36条　（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。	第35条　（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。
附　則	附　則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（新設）	第２条　（第29条（顧問および相談役）削除の時期） 第29条（顧問および相談役）の削除は、2021年４月１日に効力を発生し、その効力発生日をもって本附則は削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	土山隆治（つちやま たかはる） （1959年４月29日生）	1982年３月　当社入社 2000年６月　当社取締役工機事業部長 2007年４月　当社取締役コンポーネンツ事業本部長 2009年４月　当社取締役自動車部品事業本部長 2013年３月　当社常務取締役自動車部品事業本部長 2017年１月　当社常務取締役コンポーネンツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長 2019年１月　当社常務取締役営業本部長 2019年６月　当社代表取締役社長営業本部長 2021年１月　当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 爱沛精密模塑（上海）有限公司董事長	39,800株
	【候補者とした理由】 複数の事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2019年６月からは代表取締役社長として当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	緒方健治（おがたけんじ） （1958年4月2日生）	1983年11月　当社入社 2001年６月　当社取締役第一技術開発部長 2007年４月　当社取締役設備事業本部長 2010年９月　当社取締役副事業統括兼技術開発本部長 2013年３月　当社常務取締役副事業統括兼技術開発本部長 2013年４月　当社常務取締役技術開発本部長兼精密部品事業部・設備事業部担当 2015年１月　当社常務取締役技術開発本部長 2021年１月　当社常務取締役技術開発統括部長 現在に至る	39,500株
	【候補者とした理由】 事業本部長及び技術開発本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2013年３月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
3	原田隆（はらだたかし） （1957年7月4日生）	1982年９月　当社入社 2004年６月　当社取締役製品開発部長 2006年３月　当社取締役製品開発担当 2007年４月　当社取締役コネクタ事業本部技術副本部長 2012年１月　当社取締役アイペックス事業本部技術本部長 2013年３月　当社常務取締役アイペックス事業本部長 2019年１月　当社常務取締役コンポーネンツ事業本部長 2021年１月　当社常務取締役ＭＦＧソリューション事業部長 現在に至る	31,700株
	【候補者とした理由】 製品開発部長及び事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2013年３月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	原（はら） 昭彦（あきひこ） (1963年8月22日生)	1985年８月　当社入社 2007年３月　当社コネクタ事業本部電子部品事業部長 2012年１月　当社アイペックス事業本部電子部品事業部長 2012年３月　当社取締役アイペックス事業本部電子部品事業部長 2017年１月　当社取締役アイペックス事業副本部長 2019年１月　当社取締役コネクタ事業本部長 2020年４月　当社常務取締役コネクタ事業本部長 2021年１月　当社常務取締役電子部品事業部長 現在に至る	6,700株
	【候補者とした理由】 電子部品事業部長として国内外の生産現場を統括し豊富な経験と知見を有しており、2020年４月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
※5	小西（こにし） 玲仁（れいじ） (1971年9月1日生)	1996年７月　当社入社 2003年12月　株式会社アイペックス（現当社）出向 2014年１月　当社アイペックス事業本部営業統括部マーケティング部長 2017年１月　当社マーケティング統括部長 2018年１月　当社執行役員マーケティング統括部長 2021年１月　当社執行役員経営企画室長 現在に至る	100,000株
	【候補者とした理由】 営業部門ならびに経営企画部門の責任者を歴任し豊富な経験と知見を有しており、2018年１月からは執行役員として事業の発展に手腕を発揮しております。これらの経験・実績から、当社グループの持続的な成長の実現に重要な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務に執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、今後当該保険契約は更新することを予定しています。また、保険料は全額当社が負担することとしております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	橋口純一（はしぐち じゅんいち） （1947年９月９日生）	1970年４月　日産自動車株式会社入社 1996年７月　同社第一調達部長 2000年６月　株式会社ユニシアジェックス（現日立Astemo株式会社）執行役員購買本部長 2004年５月　株式会社キリウ入社　執行役員営業部長 2006年６月　同社常務執行役員営業部長兼購買部長 2009年６月　同社代表取締役社長 2014年６月　同社代表取締役会長 2015年６月　同社退任 2016年３月　当社社外取締役 2017年３月　当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年３月　株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役（現任）現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ツバキ・ナカシマ社外取締役	8,900株
	【候補者とした理由】 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づく高い見識と幅広い知見を有しており、中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。 これらのことから、引き続き業務執行の監督・監査を公正・適切に遂行いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	庭野修次（にわの しゅうじ） （1955年3月24日生）	1977年４月　日本電気株式会社入社 2003年６月　同社財務部ＩＲ室長 2007年５月　ＮＥＣモバイリング株式会社（現ＭＸモバイリング株式会社）経理部長 2009年６月　同社取締役執行役員兼経理部長 2012年４月　同社取締役執行役員常務兼経理部長 2014年２月　ＭＸモバイリング株式会社取締役執行役員常務兼財務経理・ＩＴ本部長 2015年６月　同社退任 2016年３月　当社常勤監査役 2017年３月　当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	1,500株
	【候補者とした理由】 過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、中立かつ客観的視点から適切な意見をいただいております。 これらのことから、引き続き業務執行の監督・監査を公正・適切に遂行いただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
※3	若杉洋一（わかすぎ よういち） （1966年8月2日生）	1994年４月　弁護士登録 大江橋法律事務所入所 2001年４月　同事務所パートナー 2002年８月　弁護士法人大江橋法律事務所社員 2008年５月　株式会社パル（現株式会社パルグループホールディングス）社外監査役 2020年５月　同社退任 現在に至る	0株
	【候補者とした理由】 過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法務及びコンプライアンスに関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、経営の健全性と透明性の確保に貢献していただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．当社は、若杉洋一氏が所属している弁護士法人大江橋法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．橋口純一、庭野修次及び若杉洋一の各氏は、社外取締役候補者であります。

4．橋口純一及び庭野修次の各氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって橋口純一氏が５年、庭野修次氏が４年であります。

5．当社は、橋口純一及び庭野修次の各氏との間で会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、若杉洋一氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務に執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなり、今後当該保険契約は更新することを予定しています。また、保険料は全額当社が負担することとしております。

7．当社は、橋口純一及び庭野修次の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。当社は、各氏が選任された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、若杉洋一氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区港南１丁目２番70
品川シーズンテラス　タワー棟３階　カンファレンス
TEL：03－6433－1905

（交通のご案内）・ＪＲ品川駅　港南口（東口）より、徒歩６分
・京浜急行電鉄品川駅　高輪口より、徒歩９分

（　お　願　い　）・駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。